

Q&A

Q1 区市町村によっては、総量規制があると聞いているが、開設許可や補助金交付が可能か否かはどのように判断するのか。

A1

- 介護保険法では、老人福祉圏域ごとの施設入所定員総数（実績数）が、介護保険事業支援計画に定める必要入所定員総数（必要数）を超えているか又は超えると認められる場合には、許可を与えないことができるとされています。
- 都では、実績数が必要数を超えている圏域（過剰圏域）において整備する場合、当該施設の所在する区市町村長が許可を認めない旨の意見を提出したときは許可できません。（あらかじめ事前協議の段階で申請者に可否の通告を行うこととします。）
- なお、施設整備費補助金の交付については、過剰圏域における整備計画を原則、審査対象外とします。（ただし、当該区市町村について、整備状況や自治体による意見等から整備の合理的必要性が認められる場合はこの限りでない。）
このほか、補助金交付に係る審査基準は、別添「介護老人保健施設整備費補助対象法人審査要領」等によります。

Q2 通所リハビリテーションや訪問看護ステーションは必ず併設しなければならないか。

A2

- 都は通所リハビリテーションについて、地域ケアにおける極めて重要な資源と考えており、介護保険法上のみなし指定となることから補助事業による効果として整備していただくこととなります。
- なお、施設整備費補助金を受ける場合には、原則として、訪問看護ステーションや訪問リハビリテーションを整備していただくこととなります。

Q3 今後の創設や増築の整備計画で、2人部屋や4人部屋の多床室は計画できないのか。国の方針にもよるが、多床室併用の施設整備補助への考え方はどうなのか。

A3

- 補助事業の採択にあたっては、基本指針にあるように、ユニット型の方が優先順位としては高くなっています。都としては、ユニット型を優先しつつ、従来型についても整備補助を進めていく方針です。
- 地域ニーズなどを考慮し、計画地の要望に沿うような施設を検討してください。

Q4 基準面積（一人当たり延床面積）はどの程度か。

A4

- 一律に基準を設定することなく、整備地域、レイアウト等を考慮し、計画全体から判断することになります。
- 都の平均では45㎡程度（建物延床面積／入所定員）です。

Q5 サテライト型小規模老健は本体施設からどの程度の距離まで可能か。

A5

- 自動車等による移動に要する時間が、概ね20分以内の近距離であることです。

Q6 介護療養病床からの転換助成（転換創設、転換改築、転換改修）等について、補助対象となるのが、いつ創設分までなのか。

A6

- 都補助金は基本的に、国基金（介護）への上乗せという取扱いなので、基金に準じることになります。
- 国基金は、令和3年度も対象となります。

Q7 八王子市において老健整備を計画中であるが、都から施設整備の補助を受け
ることができるのか。

A7

- 八王子市は、平成27年4月1日から中核市に移行しました。このため、都の老健の施設整備に係る補助においては、八王子市は除外されることとなります。
- なお、八王子市では独自に施設整備の補助制度を設けておりますので、八王子市福祉部高齢者いきいき課までお問い合わせください。
- ただし、「看取り対応改修」は、八王子市内の老健についても、都補助金の対象となります。

(注)

- ◎ このQ&Aは、事前にご質問いただいた事項等について、現時点においてお答えし得るものです。今後、制度の変更等により、回答内容も変更となる可能性があります。